

堺市広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、堺市広告掲載要綱（平成24年4月27日市長決裁）に基づき、広告掲載に係る基準を定めるものとする。

(基本的な考え方)

第2条 市の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現はそれにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

2 広告掲載の審査をする場合には、この基準の文言のみに基づき一義的な解釈・適用をするのではなく、関係法令等の規定や市民への影響、公共性・公益性、社会通念、社会経済状況等に十分配慮した上で、広告媒体の性質に応じて、合理的かつ柔軟な解釈・適用を行うものとする。

(掲載をしない業種又は事業者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者の広告は、広告掲載を行わない。

- (1) 風俗営業及び風俗営業類似の業種
- (2) ギャンブルに関する業種
- (3) 消費者金融に関する業種
- (4) たばこに関する業種
- (5) 債権取立て又は示談引き受けに関する業種
- (6) 占い及び運勢判断に関する業種
- (7) 興信所及び探偵事務所に関する業種
- (8) 法律に定めのない医業類似行為を行う事業者
- (9) 暴力団等の反社会的団体及びそれらの関連事業者
- (10) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による再生・更生手続中の事業者
- (11) 各種法令に違反している事業者
- (12) 行政機関から行政指導を受け、改善を行っていない事業者
- (13) 市税を滞納している事業者
- (14) 前各号に掲げるもののほか、市有資産に広告掲載をする業種又は事業者として適当でないと認められるもの

(掲載基準)

第4条 次の各号のいずれかに該当するものは、広告掲載を行わない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ア 法律で禁止されている商品の販売やサービスの提供等を行うもの
 - イ 法令等に基づく許可等を要するにもかかわらず、許可等を受けていない商品又はサービスを提供するもの

- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- ア 暴力、とばく、覚せい剤など規制薬物の乱用、売春等の行為を推奨し、又は肯定し、若しくは美化したもの
 - イ 醜悪、残虐、獵奇的である等公衆に不快感を与えるおそれがあるもの
 - ウ 性に関する表現で、露骨、わいせつなもの又は裸体を含むもの
 - エ その他社会的秩序を乱すおそれがあるもの
 - オ 社会的に不適切なもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- ア 人権侵害、名譽き損及び各種差別的なもの
 - イ 第三者をひぼう、中傷又は排斥するもの
 - ウ 第三者の氏名、写真、談話及び商標、著作権その他の財産権を無断で使用したものの
 - エ プライバシー等を侵害するもの又は侵害するおそれのあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- ア 公の選挙又は投票の選挙運動又は投票運動に該当するもの又は該当するおそれがあるもの
 - イ 政党その他の政治団体による政治活動に該当するもの又は該当するおそれがあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題に関する主義主張を行っているもの
- ア 個人または団体の意見広告
 - イ 国内世論が大きく分かれているもの
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- 単に個人の氏名又は法人その他の団体の名称を表示し、これを公衆に周知するもの
- (8) 美観風致を害するおそれがあるもの
- デザイン及び色彩が著しく派手で品位を欠き、広告媒体との調和を損なうと認められるもの
- (9) 交通安全を阻害するおそれのあるもの
- 自動車等運転者の誤解を招くか又は注意力を散漫にするおそれのあるもの
- (10) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
- ア 誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示や誤認を招くような表現
 - イ 投機心、射幸心を著しくあおる表現
 - ウ 虚偽の内容を表示するもの
 - エ 法令等で認められていない業種・商法・商品
 - オ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
 - カ 責任の所在が明確でないもの

キ 広告の内容が明確でないもの

ク 国、地方公共団体その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの

(11) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度、適否を検討するものとする。

イ 暴力・犯罪を肯定し、又は助長するような表現

ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現

エ 暴力又はわいせ�性を連想・想起させるもの

オ ギャンブル等を肯定するもの

カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

(表示の基準)

第5条 広告の表示内容に関する共通の基準は、次の各号に定めるところによる。

(1) 広告であることを明示すること。

(2) 広告内容に係る関係法令及び業種ごとの広告表示基準等の自主規制を遵守すること。

(3) 広告主の法人格及び法人名（法人格を有しない団体の場合は代表者名）を明記すること。

(4) その他の表示の基準

ア 割引価格

対象となる元の価格の根拠を明示すること。

イ 比較広告

主張する内容が客観的に実証されていること。

ウ 無料で参加・体験できるもの

追加費用等が必要になる場合があるときは、その旨を明示すること。

エ 肖像権・著作権

権利者の使用許可を得ていること。

(ホームページに関する基準)

第6条 広告主のホームページにリンクをする広告(バナー広告等)に関しては、バナー広告等が直接リンクするページの内容についても、この基準を適用する。

(広告主等への確認)

第7条 各業種や商品・サービスについて、法令等に基づく必要な許可・免許等(以下「許可等」という。)の有無、業界団体等への加盟状況及び広告表示関連法令等の違反の有無等の不明な点があるときは、広告主又は広告を取扱う広告代理店に確認をするものとする。

2 前項の規定による許可等の確認は、許可等の年月日、許可番号、有効期限及び内容・範囲等について行うものとし、必要に応じて許可証等の提示を求めることする。

(広告媒体ごとの基準)

第8条 市長等は、この基準に定めるもののほか、広告内容及びデザイン等について広告媒体の性質に応じた個別の基準が必要なときは、合理的な範囲で別途基準を定めることができる。

(広告掲載の取消し)

第9条 市長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても、広告掲載を取り消すことができるものとする。

- (1) 広告主が本市の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滯させるような行為を行ったとき。
- (2) 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
- (3) 広告主が第3条に定める制限業種その他広告を掲載しないこととする事由に該当するに至ったとき。
- (4) 本市の業務上やむを得ない事由が生じたとき。

(委任)

第10条 この基準の実施に関し必要な事項は、財政局長が定める。

附 則

この基準は平成24年5月1日から施行する。